

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】

今週の ほっと・ニュース

桜のつぼみ
 春の便り
 届けます



～平成25年3月26日富岡町立二中前の桜並木～



25年産米に関する作付制限等の指示について(3月19日)

3月19日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、25年産米に関する作付制限等の指示が発出されました。

<原子力災害対策本部長指示>

1. 福島県知事に対して、福島県の一部の地域の25年産稲の作付制限
2. 福島県知事及び宮城県知事に対して、福島県及び宮城県の一部の地域の25年産米について、管理計画に基づく生産及び出荷の管理が行われない米の出荷制限【作付再開準備及び全量生産出荷管理】

25年産米の取扱い	作付制限等の対象地域(平成25年3月19日)
作付制限	福島県南相馬市：帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域
【原災本部長指示】 作付制限	富岡町：全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	大熊町：全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	双葉町：全域（警戒区域）
	浪江町：全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	葛尾村：全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	飯館村：帰還困難区域
作付再開準備	福島県南相馬市：帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域
【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※	川俣町：計画的避難区域
	楢葉町：全域（避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域）
	川内村：居住制限区域及び避難指示解除準備区域
	飯館村：帰還困難区域を除く区域
全量生産出荷管理	宮城県栗原市：旧沢辺村
	福島県福島市：旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村
	郡山市：旧富久山町
	いわき市：旧山田村
	須賀川市：旧西袋村
	相馬市：旧玉野村
	二本松市：旧渋川村
	田村市：避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域
	伊達市：旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町
	本宮市：旧白岩村
	大玉村：旧玉井村
	広野町：全域（旧緊急時避難準備区域）
	川内村：居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域

※：管理計画に基づく生産及び出荷の管理が行われない米については出荷制限。
 注1：警戒区域及び避難指示区域の表記は、平成25年3月7日原子力災害対策本部決定を反映したものである。
 （葛尾村は平成25年3月22日施行、富岡町は平成25年3月25日施行、浪江町は平成25年4月1日施行。双葉町及び川俣町も今後区域見直しを実施予定。）
 注2：全量生産出荷管理の対象地域は、今後の検査結果により追加があり得る。

NEWS 2

◆東京電力(株)による宅地・建物・家財等の賠償に係る請求手続開始について(3月29日)

暮らし関連3



「桜を植えたよ！
 楽しかった!!
 今からお花見が
 楽しみ！」

暮らし関連4



「広野での事業継続と楢葉の事業再開。ここ福島島の復興の先導役になれば」

NEWS 5

◆原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を公表(3月15日)

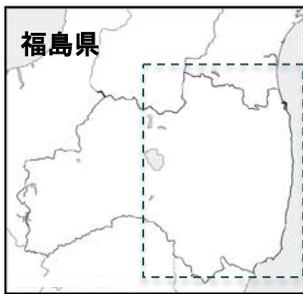
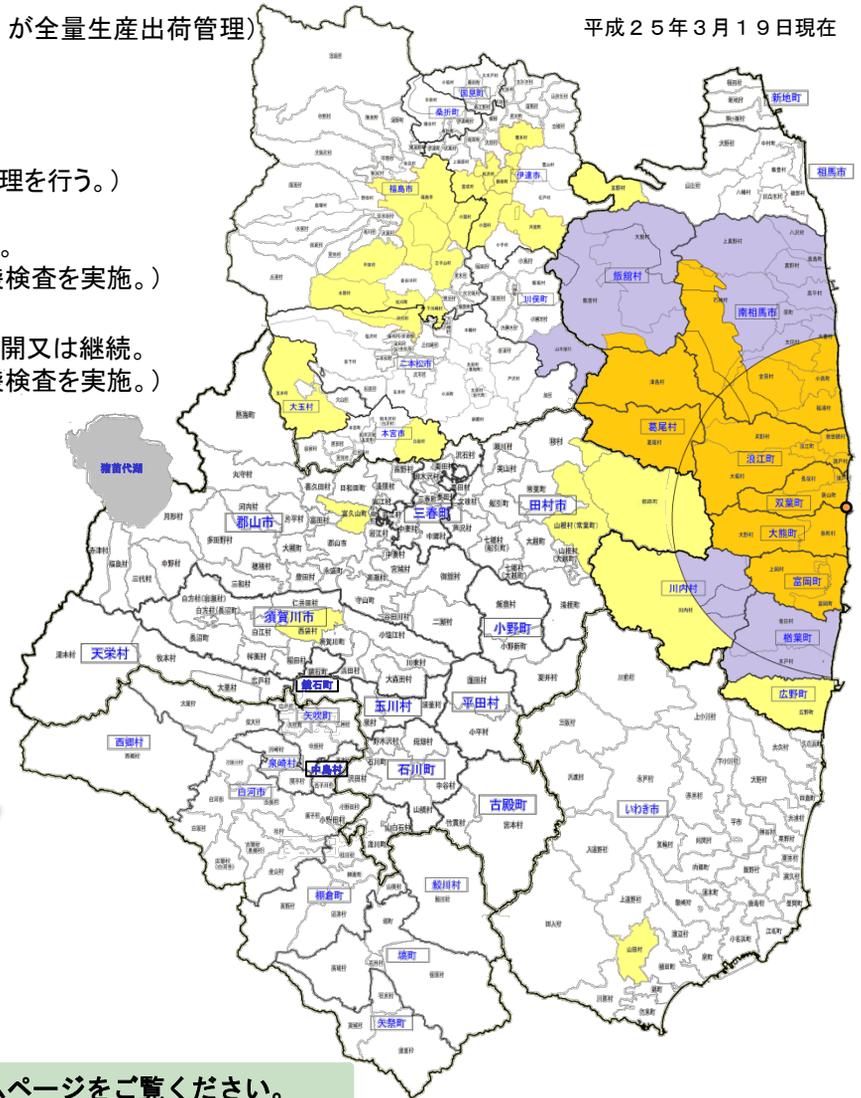
《地図は、次ページにつづく》

25年産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）

（この他、宮城県栗原市（旧沢辺村）が全量生産出荷管理）

平成25年3月19日現在

- **作付制限**
作付しない。
（可能な範囲で試験栽培や保安全管理を行う。）
- **作付再開準備**
作付再開に向けて実証栽培を行う。
（管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。）
- **全量生産出荷管理**
吸収抑制対策を実施して作付を再開又は継続。
（管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。）
- **福島第一原子力発電所**



拡大



詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/130319.html>



東京電力(株)による宅地・建物・家財等の賠償に係る請求手続開始について(3月29日)

東京電力(株)は、昨年7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について（避難指示区域）」に公表した内容について、3月29日に宅地・建物・家財等の賠償について準備が整ったことから、ご請求手続を開始することを公表しました。今回、東京電力(株)が公表した内容については以下のホームページからご覧いただけます。また、本件に関するお問い合わせ先については、以下のとおりになります。



- 詳しくは、東京電力(株)のホームページをご覧ください。
- ・宅地・建物・借地権等の賠償に係るご請求手続きの開始について
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1225941_5117.html
 - ・個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1225940_5117.html

■ お問い合わせ先

福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用窓口



電話番号 0120-926-596

受付時間 午前9時から午後9時



暮らし関連情報

◆◆ふくしま浜街道・桜プロジェクト◆◆

「桜を植えたよ！楽しかった!! 今からお花見が楽しみ！」



『10年後、20年後、30年後に、浜通りのそれぞれの地区をつなぐ1本のピンク色の桜並木の帯が空から鮮やかに見える、そんな未来を子どもたちに残したい。』そうした思いから、「ふくしま浜街道・桜プロジェクト」は始められ、地元のNPOを中心に、浜通りの各市町村の青年会議所がスタッフとなって、県や自治体の支援も受けて、1月下旬から3月上旬にかけて、ボランティアの植樹が行われました。

地元の方、事故で避難されている方だけでなく、全国各地からもボランティアの方が福島に集い、延べ2000人以上の方々により、約1600本の、ソメイヨシノ、ヤエザクラ、シダレザクラなど様々な種類の桜の苗木を、国道6号線沿いに植樹しました。

「でも、ここまで来るには、たくさんの難しい課題を、いろいろな方々が全力で協力してくれなければ、実現はととてもできませんでした。」と、実行委員長の西本由美子さんは話されました。

「例えば、3月3日に行った、プロジェクトの記念植樹の式典を、楡葉町で行うことには、放射線量は随分低いとはいえ、避難指示が解除されていない地区ということで、反対する声も多くなりました。それでも、植樹に来られた皆さんが、福島の、浜通りの今を見ていただいて、風化しないよう、各地に広めてほしい、そういう思いで、スタッフのみんなや、関係当局の皆さんに、非常に骨を折っていただきながら、一つ一つ実現させることができました。」

参加された方々は、避難指示により避難が続いている方も、県外から御参加いただいた方も、「花が咲いたら絶対に花見をしに戻ってきます!」と、皆さん笑顔で語られました。スタッフの皆さんも、晴れているとはいえまだ風のとても冷たい中、ボランティアの方の植樹のための準備や後片付けまで、これも笑顔で取り組まれていました。御高齢で植樹には参加できない方で、「日本の産業技術を支えていただいた福島の皆様に感謝を込めて」との思いで御寄付をされたり、遠くハワイや香港から「これからの世代が安心して暮らせる故郷になるように」との思いで御寄付をされて、この基金が植樹以降の除草や施肥等のために使われることでプロジェクトに参加された方もいます。

こうした様々な方の思いが繋がって、何年か後、浜通りを縦に繋ぐ桜の帯を目印に皆が集まり、被災地の復旧・復興が1日も早く花咲くことへの願いが、このプロジェクトに携わった皆さんの笑顔にあらわれています。



小高出身の友人同士で小高の植樹に参加しました「ニュースレター2月号の理容カドウさん知ってます」



県外から小高の植樹に参加しました「1本だけでなく100本植えたい!」



小高の植樹に参加しました



双葉郡出身の親子で楡葉の植樹祭に参加しました「植樹は楽しかった!」



小高工業高校の皆さん原町の植樹に参加しました



避難先から毎週集まって練習を重ねた「広野昇竜太鼓」楡葉の植樹祭を盛り上げました



スタッフの皆様も笑顔でがんばられていました



いわきの植樹に参加しました



楡葉の植樹に参加しました



いわきの植樹に参加しました

◆◆◆ 復興に向けたプロジェクト実行委員会からのメッセージ ◆◆◆

3月までのボランティア植樹は、寒いながらも毎回晴れてなによりでした。今後は、立入りが制限されている帰宅困難区域内の6号線沿いの植樹も行い、10年間で2万本を植樹する予定です。全国に誇れる、世界に誇れる復興の桜並木を皆さんの御協力で作りたいと思います。是非、御協力をお願いします。



詳しくは、実行委員会事務局(特定非営利活動法人ハッピーロードネット事務局内)まで

<http://www.happyroad.net>

携帯 080-6014-4372(事務局)



暮らし関連情報

◆◆日本化学産業株式会社◆◆

「広野での事業継続と楡葉の事業再開。ここ福島の復興の先導役になれば」

「当社にとって、福島は第二の故郷であると思っています。そのため、震災後も広野の事業継続、楡葉の事業再開の決断に時間はかかりませんでした。」と横島部長、土屋工場長は当時を振り返りこう語られました。

日本化学産業株式会社は、国内5工場を拠点に、無機・有機金属薬品、住宅用建材等の金属加工製品を製造する企業です。5工場のうち、福島県内には広野町に福島第一工場、楡葉町に福島第二工場の2工場が立地しており、福島第一工場では主にスズ・アンチモン・コバルト等の塩化化合物を製造されています。

土屋工場長から「第一工場は、操業から35年が経過していることから、震災により大変な被害がありました。」と話し始められました。福島第一工場は、地割れ、建屋屋根損壊、配管亀裂等で大きな被害が生じましたが、その後、早期に復旧に着手され、平成23年5月には工場を一部稼働、同年9月には震災前の規模まで戻されています。

横島部長からは「第一工場の復旧にあたっては、地元の皆様に大変感謝しています。特にグループ補助金の申請にあたり町役場、商工会の方には、グループ形成等で多大なる御尽力をいただきました。震災をきっかけに、地域のあたたかさや底力が再認識された。」と、感謝を述べられました。



「工場の復旧にあたっては、地元の皆様に御尽力をいただき大変感謝しております。町役場、商工会の皆様には、各補助金を紹介いただいたこと等で大変お世話になりました。震災をきっかけに、改めて地元愛のすばらしさや、地域の底力を感じる事ができたと思います。今後も地元の皆さんとの繋がりを大切にし、町の復興に貢献できればと考えています。」

日本化学産業株式会社
薬品生産本部 業務部長 横島 一男 (左)
薬品生産本部 福島工場長 土屋 俊明 (右)



福島第二工場
新たな事業展開に向け準備中

一方、「福島第二工場は、平成23年3月3日に第一期工事の竣工式を行い、さあ設備をいれようとした矢先の震災でした。幸いにも、新しい建屋だったことや地盤が強かったため、被害は小規模で済みましたが、楡葉が警戒区域に指定されてしまったことで事業計画は頓挫してしまいました。そのような状況の中、新規、再開を目指す企業として、産業復興なくしては地域の復興もないと考えていたところ、昨年8月区域見直しが行われ、さらに、ふくしま立地補助金の支援も受けられたことで、生産設備を整備する目途がたち、新たな事業展開を行うことを決断できました。」と話されました。

最後に、「福島第二工場の本格稼働には、町の除染、団地内のインフラ復旧、従業員の確保等乗り越える課題があると思いますが、楡葉町、近隣事業者と一体となって取り組んでいきたいと思っています。それにより町の復興に貢献できればと考えていますので、今後も、双葉郡地域で頑張っている企業や、これから頑張ろうとする企業の応援を是非お願いします。」福島第二工場の27年本格稼働をめざし力強い言葉で述べられました。



福島第一工場 元気一杯に稼働中



設備増強の工事が着々と進められています



先端産業を支える製品

◆◆◆ 復興に向けた事業者からのメッセージ ◆◆◆

広野町の福島第一工場では近隣事業者さんと連携し、復興に繋がるような新事業を計画しているところです。

楡葉町では、今のところ町内での事業再開を決定された事業者さんは少ない状況ですが、今後、町内での事業再開が進みお互いに知恵を出し合って、楡葉町復興のシンボルとなるような取組ができればと考えています。

日本化学産業株式会社ホームページ
<http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>



原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を公表(3月15日)

復興庁及び国土交通省は3月15日、被災者の健康不安やそれに伴う生活負担に対する支援を行う「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」の子育て・生活環境の改善(健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援)施策の1つとして「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」について実施することを公表しました。なお、実施内容、開始時期等の詳細につきましては、改めて公表します。

この措置の概要は以下のとおりです。

1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り(原発事故による警戒区域等(※1)を除く)及び宮城県丸森町に居住しており、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子・父子避難者等の方を対象とします。

2. 対象地域(下記地図内に記載)

3. 対象走行

避難元の最寄りインターチェンジと避難先の最寄りインターチェンジ間の走行とします。

4. 申込方法等

上記対象地域内の避難元市町村へ、住民票等の必要書類を提示し、無料措置の対象者であることを証明書の交付を申請します。

証明書の交付を受けた後、避難元の最寄りインターチェンジと避難先の最寄りインターチェンジとの間の走行に対し無料措置を適用します。ただし、出口料金所で確認用書面(※3)を提示する必要があります。

5. 実施期間

対象者の特定業務に係る市町村との調整完了後、平成25年度予算成立を目途に開始(当面、平成26年3月末まで)します。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域(実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。)及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点

(※2) 警戒区域等以外の部分

(※3) 出口料金所で提示が必要な書面入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要:コピー不可)

- ① 無料措置の対象者であることを証明する書面
- ② 本人を確認するための書面(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

対象となる母子避難者等の元の居住地

【対象となる市町村】

(福島県)

中通り: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(※)、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(※)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

浜通り: 相馬市、南相馬市(※)、新地町、いわき市

(宮城県)

丸森町

(※)警戒区域等以外の部分



詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000339.html



「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。<http://www.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>